

令和5年度事業計画（案）

I 環境認識

1 法人を取り巻く状況

当法人名古屋市千種母子福祉協会は、名古屋市が新たに開設した母子生活支援施設を管理運営するため、昭和31年に千種区内（当時）民生事業関係者の浄財により、財団法人として設立された。平成24年に公益認定を受け公益財団法人となったが、法人設立以来、第1種社会福祉事業である母子生活支援施設を70年近くにわたり運営してきた。従って、当法人は、財団法人の枠組みに従いながら、社会福祉事業を運営する法人として、社会福祉法改正などの動向に留意しながら、法人運営をしていく必要がある。

社会福祉法人制度改革として、平成28年の法改正により、①事業運営の透明性の向上・情報公開 ②財務規律の強化 ③地域における公益的な取り組みを実施する責務などが明文化された。財団法人である当法人に直接適用があるわけではないが、その趣旨に沿って法人運営・事業運営をしていかなければならない。

2 母子生活支援施設「名古屋市にじが丘荘」を取り巻く状況

令和4年の児童福祉法改正（施行は一部を除き令和6年4月1日）では、「子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化・事業の拡充措置」が盛り込まれるとともに、「困難を抱える妊産婦への支援の充実施策」などが盛り込まれた。この改正に伴い、母子生活支援施設に期待される役割も大きくなると考えられる。

一方で、全国の母子生活支援施設は施設数、定員充足率ともに減少傾向にあり、その結果暫定定員の施設も約5割程度ある。求められている役割を認識し、積極的な受け入れを図っていく必要がある。

入所世帯では、障害のある母親が増加しており、精神・発達・知的障害をもつ母親の割合は精神科通院や手帳取得可能性のある者を含めると38.5%（R4.12末現在）であった。外国国籍の母子で、頼れる親族等も無く言葉の問題を抱え、生活に困窮する母子家庭も増えている。

「名古屋市にじが丘荘」としては、精神・発達・知的障害者に対する支援方法の確立、外国人に対する支援ノウハウの蓄積、ひいては精神科医療機関との連携、などにより支援方法の構築を図っていく。

II 運営理念

こうした経過から本法人は、『地域住民とともに 利用者の自立促進を図り 母子福祉を増進する』ことを運営理念としてきており、この運営理念を母子生活支援施設「名古屋市に

じが丘荘」の運営理念としてきた。移転後は国の方針を踏まえ

「地域住民とともに 利用者の自立促進を図り ひとり親家庭の福祉を増進する」

に改め、この運営理念を新しい母子生活支援施設の運営理念としていく。名古屋市が策定した社会的養育推進計画も踏まえ、ひとり親家庭が孤立することなく生活していけるよう新しい支援を展開していく。

Ⅲ 基本方針及び本年度の重点項目

1 基本方針

名古屋市千種母子福祉協会の原点である地域住民とともに、複雑多岐にわたる問題を抱え困窮している母子又はそれに準ずる者を保護し、自立更生できるように援助するという設立理念は変わらない。上記の視点と運営理念に基づき、国の定めた母子生活支援施設運営指針を踏まえ、定款第3条の公益目的を達成することができるよう、以下の基本方針に基づき運営を行う。

① 基本的人権の尊重及び法令の遵守

利用者の基本的人権を尊重し、精神的・経済的・社会的に自立できるよう支援する。支援サービスの提供に当たっては、母親と子どもの人格を尊重するとともに、児童福祉法を始めとした関係法令を遵守する。

② 利用者の安心・安全の確保

入所してくる母親や子どもは、夫などの暴力や虐待、貧困といった困難を伴う生活による過度の緊張やストレスによって、よりよく生きて行こうとする気持ちや力が損なわれている。安心して住めるよう、自分が否定されない・排除されない心地よい場所を提供するとともに、職員による宿直体制や防犯カメラの設置・警備契約により安全・安心を確保する。

③ 生活の立て直しのための支援の提供

生活の安定への支援、就労支援、心理的課題への対応、課題を抱えたときの個別支援、退所支援、その後のアフターケアという一連の過程において、利用者の意向を尊重しつつ目標設定を行い、切れ目のない支援を提供する。

④ 児童が心身ともに健やかに育つよう子育て支援の提供

育児経験の乏しい母親や精神症状を呈する母親への助言・指導、子どもの補完保育等を通じて子育て支援を行う。子どもが心身ともに健やかに育つよう、生活面や学習・行事等を通して、子どもの健全育成に努め、併せて母子関係の調整も図る。

⑤ 暴力や虐待を受けた母子の心のケア

暴力や虐待、貧困といった困難な問題に長時間さらされた母親や子どもは、大きな

心的外傷を負っている。専門的ケアを必要とする利用者には、本人の意向を尊重しながら精神科への受診やカウンセリングを受けられるようにする。

⑥ 地域との緊密な関係づくりと施設のオープン化

施設は地域の支えなくしてはなりたたない。地域に根付いていくため、地域行事への参加、施設行事への地域住民の招待など、地域との緊密な関係づくりに努める。

実習生、ボランティアを積極的に受け入れることにより施設の閉鎖性を解消し、オープンな施設運営に努める。

⑦ 関係機関との連携

関係機関とのネットワークを大切にし、福祉、医療、行政、教育等を始めさまざまな分野にわたる関係機関との連携を図っていく。

⑧ 職員の専門性と資質の向上

利用者のさまざまな課題を正確に捉え、その課題に対応したサービスを提供していくためには、職員一人ひとりが専門性を高め、資質向上が求められる。策定した「職員研修計画」に基づき、各種研修への参加とともに自己研鑽に努める。また、母子生活支援施設に必要な人材確保を図っていく。

2 本年度の重点項目

にじが丘荘の令和5年度の事業運営は、次の重点項目に留意しつつ運営していく。

(1) 法人運営

令和5年の事業年度開始前に事業計画、収支予算書等を行政庁に提出する。6月には令和4年年度の事業報告、財産目録等定期提出書類を、法令に則り行政庁へ提出するとともに、閲覧請求があれば市民に開示を行うことができるよう事務所に備え置くものとする。

令和4年12月の民生委員・児童委員の一斉改選を踏まえ、法人の役員体制等の変更が見込まれることから、法人・施設の円滑な運営に務めるとともに、関係機関、関係団体、地域と一体となって運営理念・基本方針を実現していく取り組みを進めていく。

(2) にじが丘荘運営

① 組織的な取り組みの推進

令和4年度は、新型コロナウイルスの流行の影響がにじが丘荘にも及び、利用者及び職員とも複数の者が感染し、その家族とともに自宅待機を余儀なくされる者が発生し、にじが丘荘の運営に大きな影響を与えた。その中でも、組織的取り組みを進め、担当職員だけでなく、支援にあたる職員全員で協力しながら、処遇の低下を最小限に抑える取り組みを進めた。

今後については、ウィズコロナということで、必要な感染症対策を実施しながら、社

会活動は維持していくという方向性となっており、移転後の新施設の設備・機能を活かして、施設の運営を行っていく。

今後とも、自立支援計画に基づき、入所から退所後のアフターケアまでの具体的な支援について組織的な取り組みを引き続き進めていく。

子どもの発達支援計画も策定しており、子どもの課題を正確に把握し、的確な支援を進めるため、その評価を踏まえ、より適切なものにするよう継続的に検討している。移転に伴い、利用者支援マニュアル始め各種マニュアルの変更を行ったので、運営の中で、マニュアルの検証を引き続き行っていく。

② カウンセリングの推進体制の強化

DV被害を受けたり、虐待を受けたりした利用者の心的外傷に対しては、精神科に受診し投薬治療を受けるだけでは十分でない。母子の心のケアを図るため、カウンセリング導入前の会議による必要性の検討、利用者の心構えの醸成、職員とカウンセラーの情報交換の場の設定等により、効果的なカウンセリングが出来るよう努める。

③ 市外からの利用者の受け入れ実績の確保

母子生活支援施設における広域入所促進事業については、夫の暴力等から避難し保護が必要である母子の広域的な受け入れを進めた結果、令和4年度は茨城県、大阪市などこれまで利用の無かった県・市からの受け入れも行ったところであり、今後とも広域的な受け入れを継続する。

④ 利用者負担金の適正な管理

利用者の負担金については、速やかに収入手続をとり、金融機関に預け入れ、遺漏のないよう安全確実な管理を行う。

⑤ 緊急一時保護の実施

名古屋市緊急一時保護事業実施要綱、同要領に基づき、2世帯分の別枠居室を利用して、16区役所から緊急に保護を必要とする母子等を受け入れ、必要な援護と相談を実施している。今後とも緊急一時保護世帯の積極的な受け入れを実施していく。

⑥ 地域支援

地域支援は、公益的な本法人・施設にとって取り組まなければならない重要な課題である。新施設では、施設の特性を生かして地域貢献として、令和4年度に福祉避難所の指定を受けた。今後とも、いざという時に、妊産婦・乳幼児などの災害弱者を受け入れことができるよう、備蓄用品の充実に努めていく。

⑦ 権利擁護と権利侵害への対応

母親と子どもを尊重した支援と社会的養護についての基本姿勢を明示し、職員が共通の理解を持って、日々の支援において実践する。

にじが丘荘が行う支援について事前に説明し、母親と子どもが主体的に決定できるよう支援する。支援の内容の改善に向けた取組を行う。

児童虐待対応マニュアル、同チェックリストに基づき、いかなる場合においても、職員はいうまでもなく、母親や子どもによる暴力や脅かし、人格的辱めなど不適切なかかわりを起こさないよう権利侵害を防止する。

IV 事業計画

新型コロナウイルスの感染状況は不透明であるが、感染対策に最大限留意しつつ、社会経済活動は大きな制限なく継続されていく見通しであり、令和5年度の事業計画に基づき着実に事業運営を図っていく。

新施設移転後、令和3年度・4年度と順調に利用世帯数が増加した。令和5年度も福祉事務所など関係機関と調整しつつ、新規ケースの積極的な入所を図っていくものとする。

(1) 母親に対する支援

母子生活支援施設の入所者は、近年DV被害や児童虐待、様々な障害など重い課題をもった世帯の利用が大部分を占める。DV被害の陰に児童虐待が存在し、背景に母親の障害が隠れているケースが多い。母親や子どもの障害の特性を踏まえ、どこまで支援するかを入所者と共有し、日常生活支援を行っていくよう注意しなければならない。職員は、「生活」の場で支援を展開していることを念頭に置き、利用者一人ひとりの自立に向けて、利用者の力をエンパワーメントするような支援を心がけ、下記の取り組みを進める。

① 自立支援計画の策定

入所時面接の際には自立に向けての意思確認を行い、おおよその将来方向を定め、方向に基づき必要な援助を行い、一定の期間経過後、援助の過程で明確になった課題に対して、母親の意見・意向も踏まえ、福祉事務所等関係機関の意見も参考に、個人懇談会を設定して自立支援計画を策定する。自立支援計画は、支援に当たる職員全員で合議の上決定する。継続して利用している母親についても少なくとも年1回以上、個人懇談会を開催し、課題に対する取り組みを評価し、積み残した課題や新たな課題に対する自立支援計画を職員全員で合議の上策定し、課題解決を図っていくものとする。

② 経済的支援

入所時にまったく所持金がない者、殆どない者については、生活保護等の制度で一時的に生活ができるよう関係行政機関に協力の依頼を行う。また、金銭管理については、金銭管理マニュアルに従い金銭管理を行う。児童扶養手当、ひとり親家庭手当等の受給、母子医療（ひとり親家庭医療助成）、乳幼児医療制度の利用手続き、必要な場合には離婚調停、裁判離婚手続き等の支援を行う。

③ 離婚等の支援

離婚後の生活についてなど課題解決に向けて、適切な情報提供を行い、自己決定できるよう支援していく。法的問題については、法テラスを活用し弁護士に依頼して、調停、裁判手続き等により離婚、子どもの親権取得、面会交流の内容、養育費取得等課題解決できるよう支援を行う。

④ 就労支援

ハローワーク情報、新聞・折込広告、就職情報誌、タウン誌などからの各種情報、企業・事業主等からの情報収集に努め、入所者に対する就労支援を図る。時にハローワークへの同行、福祉事務所の支援相談員につなぐなどの支援を行う。障害を持った利用者も増加しており、就労に関しては従来の関係機関だけでは不十分となってきた。そのため、新たに地域の各種支援センター等との連携を築いていく。また日本語の話せない外国籍の利用者も多く、安定した就労を図るためにはまず日本語の習得が大切となるので、日本語教室等への通学を支援し、その後就労先を探す支援を行っていく。日本人のみならず、将来の経済的自立の一助となるよう資格取得のための支援策も取り入れる。さらに、支援の一助として入園前の乳幼児保育や、保育園への送迎などを行う。

⑤ 住宅入居支援

市営住宅・県営住宅等への入居募集情報等の把握に努め、希望者の入居支援を図る。自立に向けた取組みを進めている世帯で希望する者には母子生活支援施設退所者向け市営住宅あっせん入居の支援を図る。公営住宅入居がなかなか決まらない利用者については、不動産仲介業者等を通じた入所支援を図る。

⑥ DV被害者の保護

DV被害を受けた母子について、住民票のDV等支援措置、離婚調停等に向けて弁護士への相談・委任手続き、必要な場合には、「DV防止法」に基づく保護命令の取得、「ストーカー行為等規制法」に基づく禁止命令の申出等を行い、被害者保護に対応するとともに、施設内での仮名使用、住所を知られないような措置手続き、非常事態の際の警察の出動依頼などにより保護に努める。

⑦ その他の支援

精神的不安を抱えたケース、外国籍のケース、児童虐待の恐れのあるケースなど個別対応の必要なケースが非常に増加している。そのようなケースについては、個々の課題に応じた支援を心掛ける。必要に応じて母子支援員等による課題に対応した各種相談・支援を行う。

(2) 子どもへの支援

子ども一人ひとりのありのままの姿を受け止め、信頼関係づくりをすすめていく。

子どもたちと一緒に過ごすことを大切にしながら、子ども自身が母親のみならず、職員からも大切にされていると思えるよう、声掛けと丁寧な対応に心掛けていく。

① 子どもの発達支援計画の策定

子どもの心身の状況や生活状況を正確に把握するため、アセスメントを行い、子どもと面談し、母の意見も聴いた上で、個々の課題を明らかにし、課題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定める。この発達支援計画は、全職員で共有し、養育・支援は統一かつ統合されたものにする。定期的実施状況の評価と計画の見直しを行う。現在は小学3年生以上の学童に対して行っているが、小学1年生から発達支援計画を策定していく方向で進めていく。

② 子どもの健全育成

子どもの成長段階、発達段階に応じた養育支援を行う。児童相談所、福祉事務所、学校、保育園、民生委員・児童委員等との連携により、子どもの健全育成に努める。

乳幼児については、入所と同時に入所可能な保育園を探して、就労支援・発達保障の一助とする。また、病児保育等補完保育を実施する。

学齢児については、学校及び関係行政機関等と連携して、就学を支援する。下校後や長期の学校の休み期間等の児童の健全育成を図る。

学校とより密接に連携をとっていくことにより、転校を余儀なくされる児童・生徒の学校へのスムーズな定着を図っていく。

③ 学習や進路、悩み等の相談支援を行う。

学童は学習の遅れが目立つ子どもも多い。子ども達が社会に出て生きていくために必要とされる最低限の学力の獲得を目標に、学習の遅れを少しでも取り戻せるよう学童の学習支援を実施する。下校後の宿題取り組み支援などに努めるとともに、専用学習ソフトを活用したタブレット学習も週2回4クラスに分けて行い、子どもたちが自律的に学習できるよう支援する。また、令和元年度より、他団体の協力を得て学習支援教室を開催してきたが、令和5年度は、中学生に重点を置いた学習支援方法を構築していく。

④ 子どもの権利擁護

職員が子どもと個別にかかわる機会を作り、暴力によらないコミュニケーションができる大人のモデルを示す。そのことにより、子どもが自分の思いや気持ちを話せる時間を持てるようにする。

医療機関や児童相談所など関係機関と必要な情報の交換を行いながら、より適切な支援を行う。児童虐待の発生やその疑いがある場合は児童相談所に通報し、連携して対応する。被虐待児童に対しては、必要に応じて臨床心理士による心理判定や児童精神科医との連携などの児童相談所機能を活用する。

(3) 母子等の心理的ケア

母親は、精神症状がある者、DV経験のフラッシュバックで眠れない者、自身の複雑な成育歴に起因する問題で不安定な状態にある者など様々な困難な状態に置かれている。子どもたちも長年の虐待やネグレクトなどにより愛着形成が未熟な者が多い。また、母や子どもで発達障害と診断されるケースほど、愛着の問題が絡まっており、そのことで症状が複雑化し、対処しにくくなっている。

これらの対応として、精神病院、クリニックへの受診、療育センターへの通所による治療・療育が受けられるようにするほか、にじが丘荘での心理的支援・個別相談を設定し、心理的なケアを実施していく。

① 心理的支援

心理療法（カウンセリング）を行うことのできる専門家である心理療法嘱託員2名を雇用し、夫からの暴力を受けた母子、愛着障害や発達障害の子ども等カウンセリングが必要な者に継続的な心理的ケアを実施していく。また、カウンセリングによるケアにとどまらず、必要な心理検査（バウムテスト、TEG, WISC）を行い、担当職員等へフィードバックを図っていく。

② 個別相談

生活上の様々な問題に対して、母子支援員、少年指導員等による個別相談を定期又は随時行うほか、被虐待児個別対応職員による被虐待児等への随時のケアを行う。また、子どもの教育、進学、子どもの病気、母の就労、離婚、養育費、債務処理、裁判関係書類作成、確定申告、所得証明、児童扶養手当、外国人滞在許可期間の更新、外人登録、パスポートの取得、生活保護必要書類の作成等の幅広い相談に応じる。

なお、これらの個別相談に当たっては、利用者のプライバシーに配慮しつつ、心理的負担を軽減するよう努める。

(4) 退所者のアフターケア

「退所後支援計画」を策定しており、組織的なアフターケアの実施について社会資源との連携や活用を充実していく。

① 業務相談

知的障害者、身体障害者、家計管理能力に欠ける者の家計管理の相談、支援
精神不安定・情緒不安定な者に対する相談

母子関係の調整

子育て相談（育児、しつけ）、進学相談、子どもの就労相談

復縁、再婚、離婚など新たな家族関係に対する相談

② 安否確認

旧にじが丘荘では「餅つき大会」を開催し、過去5年の退所者に招待状を送り、安否

確認を実施してきた。餅つき大会に代わり、令和4年度はフードトラックを配置するなど様々な企画を盛り込んだ夏祭りを計画し、退所者にも招待状を送ったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止を余儀なくされた。令和5年度も、時期をずらして退所者・地域住民を招く秋祭りを計画していく。

③ 学童キャンプ等行事や学習会への参加

退所間もない児童には、学童キャンプ等にじが丘荘の行事について、案内状を送付し参加を案内する。また、夏休みなど荘内で行っている学習会にも退所児童の受け入れを検討していく。

(5) 入所者からの苦情、意見等の把握と対応

入所した母子等からの苦情、意見等について、次のような対応を図る。

① 組長連絡会

毎月交代で行う組長連絡会では、組長を通じて利用者の苦情、意見等を出してもらい対応を検討し、結果を回覧板や通信紙で周知を図ってきたが、コロナ禍のため開催・周知方法を工夫して実施していく。

② 自治会懇談会

年3回実施する全員参加の自治会懇談会では、苦情、意見等を自由に出してもらい必要な対応を図る。昨年度は、コロナ禍もあって、何組かに分けて実施したが、令和今年度も工夫しながら実施していく。

③ 事務所へ個別に持ち込まれる苦情、意見等

その都度、話をよく聞き、原因を究明し、真摯に対応する。

④ 苦情等解決制度

①から③の対応によっても解決できない場合、苦情解決制度（「公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会要望等解決委員会規約」に基づき要望等解決委員3名を委嘱）に基づき入所者からの苦情を適切に解決し、福祉サービスの質の向上に努める。

また、当法人独自の制度では信用できない入所者に対しては、愛知県社会福祉協議会の「福祉サービス苦情解決制度」も利用することが出来る事を周知している。

(6) 意向調査

職員は、日常的な会話の中で発せられる母親と子どもの意向をくみ取り、また、施設として、母親と子どもの意向調査、ニーズ調査を行い、改善すべき課題を発見し、課題解決に取り組むことが重要である。

母親と子どもの意向・ニーズ等を定期的に調査把握することは課題の発見、対応策の評価、業務の見直しの検討材料であり、調査結果を活用し、生かしていくための組織的

な取り組みが重要だと考えている。

① 利用者満足度調査

指定管理を受けてからは、年1回原則12月に利用者全員（母のみ）に利用者満足度調査を実施し、市子ども福祉課に報告するとともに、利用者支援の向上を図っている。

② 自立支援計画策定に向けての意向調査

自立支援計画策定のための個人懇談会前に、意向調査票を配付し、ヒアリングを実施し、自立支援計画の内容に反映するようにしていく。

③ その他のヒアリング

毎月1回輪番制の各階の組長連絡会、年3回の利用者全員による自治会懇談会においてヒアリングを実施し、利用者のニーズ、不満などを把握したうえで、改善策を検討し、それにより必要な業務の見直しを組織的に続ける。

(7) 個人情報管理及び情報公開

入所者の個人情報及び名古屋市にじが丘荘の管理運営に伴う取得情報の取り扱い並びに情報公開については、次のような対応を図る。

① 個人情報の保護

個人情報の保護については「個人情報に関する基本方針」「公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会個人情報保護規程」に基づき対応する。

職員はもとより、実習生、ボランティアへも周知し徹底する。個人に関わる情報記録の保管・管理についても、厳重に管理する。

② 情報公開

「公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会情報公開規程」に基づき、情報公開する。

(8) 災害等への対策及び対応計画

災害等への対策及び対応については、次のような対応を図る。

① 災害等への対策の基本的考え方

地震・火災等の災害に的確に対処するため、年間防災訓練計画を策定し、計画に沿って実施する。

地震・火災等に対する利用者の心構えを醸成するため、年3回行う自治会懇談会での周知を図る。

職員体制の確保、関係機関への連絡、備蓄品の適正量の確保等については「名古屋市にじが丘荘防火管理規程」及び「防火管理に係る消防計画」等に基づき適正な対応を図る。

② 日常的な安全管理

職員は日常業務を通じ、施設を見守り、合わせて危険個所をその都度確認し、周知改善を行う。廊下等避難路に私物が置いてある場合は、入所者に説明し対処する。

③ 緊急時対応

地震、火災、その他の災害時には、「危機管理マニュアル」や前述の「名古屋市にじが丘荘防火管理規程」等に基づき対応することを基本に、的確に対応する。不審者侵入及び急病人の発生時の対応についても、具体的手順を「危機管理マニュアル」に規定しており、それに基づき対応していく

(9) 施設管理の実施計画

施設の保守管理と修繕についての基本的な対応は次のとおり。

① 施設保守管理

新施設移転後は、居室の毎月点検に実施しているが、母親の環境整備意識の高揚と子どもたちの生活環境改善のため、引き続き居室の定期点検を毎月行う。その際、排水管の状況、防災面、衛生面、その他居住環境の点検を行い、不具合等があれば早急に改善していく。

② 会計管理

「公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会 管理規程」を定めているほか、会計については公益法人会計基準（新基準）及び「公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会 経理規程」に基づき、財政状態、経営成績を適正に把握し、実施するため、引き続き税理士法人との顧問契約を継続する。

(10) 法人事業計画、にじが丘荘行事(事業)計画及び年間防災訓練計画

① 法人会議・全国研修等

「令和5年度公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会事業計画」のとおり

② にじが丘荘行事（事業）計画

「令和5年度名古屋市にじが丘荘事業計画」のとおり

③ 年間防災訓練計画

「令和5年度年間防災訓練計画」のとおり

令和5年度公益財団法人名古屋千種母子福祉協会事業計画

令和5年4月1日～令和6年3月31日

1 会議

事業名	実施期日	開催場所	事業内容
第1回理事会	令和5年 6月7日(水)	ルブラ王山	・ 令和4年度事業報告・決算 等
第1回評議員会	令和5年 6月21日(水)	ルブラ王山	・ 令和4年度事業報告・決算 役員選任等
臨時理事会	令和5年 6月21日(水)	ルブラ王山	・ 代表役員選任 等
第2回理事会	令和6年 3月5日(火)	ルブラ王山	・ 令和6年度事業計画・予算 等
第2回評議員会	令和6年 3月15日(金)	ルブラ王山	・ 令和6年度事業計画・予算 等

(注) 千種区役所の改築による仮庁舎への移転のため、ルブラ王山での開催を予定。

2 全国研修等

実施期日	研修名
令和5年6月29日～ 6月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第45回全国母子生活支援施設職員研修会 ・ 京都市 ・ 開催方法未定
令和5年7月6日～ 7月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東海北陸ブロック母子生活支援施設研究協議会 ・ 三重県津市 ・ 開催方法未定
令和5年10月24日～ 10月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第66回全国母子生活支援施設研究大会 ・ 岐阜県岐阜市(予定) ・ 開催方法未定

令和5年度名古屋市にじが丘荘 行事計画 (案)

月	学童行事	母子行事	荘全体合同行事
4	<ul style="list-style-type: none"> ・学童新年度説明会 ・お楽しみ会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴキブリ駆除 	
5	<ul style="list-style-type: none"> ・東山園遊会 (小1~3 母子) ・母の日プレゼント工作 (乳・学童) 		<ul style="list-style-type: none"> ・端午の節句会
6	<ul style="list-style-type: none"> ・お誕生日会 		<ul style="list-style-type: none"> ・春季健康診断
7	<ul style="list-style-type: none"> ・お誕生日会 (七夕/科学館) ・夏休み計画会 ・海の家 (名養連/状況次第) ・昼食会 ・プール水泳教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会懇談会 ・学童母親懇談会 (夏休み懇談会) 	
8	<ul style="list-style-type: none"> ・学童デイキャンプ ・昼食会・誕生日会 ・プール ・ラジオ体操 ・夏休み反省会 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏祭り 	
9	<ul style="list-style-type: none"> ・お誕生日会 	さくらの会	
10	<ul style="list-style-type: none"> ・お誕生日会 	親子バス遠足 (行先未定) 果物狩り テーマパーク等体験	<ul style="list-style-type: none"> ・地域交流行事 (秋祭り)
11	<ul style="list-style-type: none"> ・お誕生日会 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・秋季健康診断
12	<ul style="list-style-type: none"> ・学童大掃除 ・年賀状展 (年賀状作成) 	<ul style="list-style-type: none"> ・荘内大掃除 (母) ・正月準備・鏡びらき・ぜんざい会 	<ul style="list-style-type: none"> ・クリスマス会 (誕生会)
1	<ul style="list-style-type: none"> ・年賀状展 ・書き初め会 ・お誕生日会 	<ul style="list-style-type: none"> ・鏡開き・ぜんざい会 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・お楽しみ会 	<ul style="list-style-type: none"> ・さくらの会 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・学童映画会 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会懇談会 ・学童母親との懇談会 ・新1年生母親との懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひなまつり会 (誕生会)

定期的 に 実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習会 ・ 児童向け性教育 ・ 中高生向けイベント 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居室点検（毎月） ・ 組長連絡会（毎月） ・ ゴミステーション掃除当番（毎週） ・ 個人懇談会（自立支援計画策定時） ・ 個人懇談会（退所後支援計画策定時） 	
----------------	---	--	--

※お誕生日会等行事の際にカード・プレゼントを渡す

令和5年度年間防災訓練計画

	訓練想定	訓練内容	訓練日時
4月	地震発生	揺れている間は待機するよう荘内放送。揺れがおさまったら、1～4号室利用者利用者は非常階段を、5～9号室利用者は中央階段を使用し、地域交流室前の広場に避難する。（ヘルメット着用）	第二回会議日 16時～
5月	地域交流室より出火	避難時には必ずハンカチ等で口と鼻を塞ぐよう荘内法上。全号室の利用者は非常階段(101. 102は洗濯室経由)を使用し、中庭経由で桜の木広場に避難する。（西側外構開錠）	第二回会議日 16時～
6月	洗濯室より出火	雨季にて、乾燥機の連続使用により出火想定。全号室利用者は中央階段を使用し正面玄関から地域交流室前の広場に避難する。	第二回会議日 16時～
7月	夜間火災同時発生。	火災発生。21時以降の職員1人体制を想定。非常ベルの鳴動に気づき、出火場所の居室を特定したが初期消火失敗の想定。一斉放送で避難を呼びかけた後、119番通報。地域交流室前広場に避難する。	夜間18時30分～ (消防署事前届)
8月	地震発生	揺れている間は待機するよう荘内放送。揺れがおさまったら、1～4号室利用者は非常階段を、5～9号室は中央階段を使用し正面玄関から地域交流室前の広場に避難する。（ヘルメット着用）	第二回会議日 16時～
9月	地域交流室より出火	職員は荘内放送を入れ、利用者に対して避難時には必ずハンカチ等で口と鼻をふさぐよう伝える。全号室の利用者表は中央階段を使用(101. 102は洗濯室経由)で中庭経由し桜の木広場へ避難する。	第二回会議日 16時～
10月	洗濯室より出火	乾燥機より出火想定。全号室の利用者は中央階段を使用し、正面玄関から地域交流室前の広場に避難する。	第二回会議日 16時～
11月	夜間火災発生。	火災発生。21時以降の職員1人体制時に、非常ベルの鳴動に気づき、出火場所の居室を特定したが初期消火失敗の想定。一斉放送で避難を呼びかけた後、119番通報。地域交流室前広場に避難する。	夜間18時30分～ (消防署事前届出)
12月	炊出訓練	震度7の大地震発生の想定で避難訓練実施。にじが丘荘の建物に倒壊の危険性はないが、ガス使えない想定で、地域交流室前の広場で、カセットコンロ使用し、炊き出し訓練実施。（ヘルメット着用）	第2土曜AM

令和6 年1月	西側居室 より出火	避難時には必ずハンカチ等で口と鼻を塞ぐよう荘内放送。全号室の利用者は中央階段を使用し、地域交流室前広場に避難する。	第二回会議日 16時～
2月	洗濯室か ら出火	乾燥機より出火の想定。全号室の利用者は中央階段を使用し、正面玄関から地域交流室前広場に避難する。	第二回会議日 16時～
3月	夜間火災 発生。	火災発生。21時以降の職員1人体制時想定。非常ベルの鳴動に気づき、出火場所居室の特定をしたが、初期消火に失敗の想定。一斉放送で避難を呼びかけた後、119番通報。地域交流室前広場に避難。	夜間18時30分～ (消防署事前届出)

※1 夜間以外の防災訓練時には、大人を中心に初期消火訓練を実施。

※2 地震想定避難訓練時には、停電を想定し、自家用発電機の試運転を行う。

※3 非常階段使用時は、訓練開始前に経路の非常口等鍵を開錠しておく。